

特別区と大阪府及び各特別区間の財政調整について

！ 素案のポイント

◆財政調整制度の構築

現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担(案)に応じた財源配分を行うとともに、特別区相互間の財源の均衡化を図ります。

◆透明性の確保

大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な事業に充当します。また、特別会計で管理します。

※6 ひとくちメモ 財政調整財源

現行法上の普通税三税(法人市民税、固定資産税、特別土地保有税)に加え、地方交付税相当額を大阪府と特別区間の財政調整の財源として充てます。
※地方交付税相当額を財政調整財源とするためには法改正が必要です。

公明
山田
委員

Q 特別区設置後、従来の府立高校の運営は、引き続き、880万人の府民全体で負担するが、新たに府立の高校となる学校を、270万人の特別区民だけが負担するのはおかしい。なぜ特別区民だけが負担するのか。

A 財政調整制度の財源配分は、特別区と大阪府の役割分担に基づき、大阪市が現在実施している住民サービスを適切に実施できるよう、必要な財源をそれぞれに配分することを基本としている。

委員見 高校の再編整備にあたっては、現在でも府域全体の一体性、統一性をめざしているにもかかわらず、特別区設置後、特別区民だけが負担する財政調整財源^(※6)を充てるのは到底容認できない。

財政シミュレーションについて

財政シミュレーション

大阪市「今後の財政収支概算(粗い試算)」の最新版である平成30年2月版の数値をもとに財政シミュレーション^(※7)の更新を行いました。前回(平成29年11月)と比べ、シミュレーションの基礎としている大阪市の粗い試算が、直近で改善傾向、終盤に少し悪化傾向となっていることなどにより、数値に変動がありますが、特別区、総合区とも収支傾向に大きな変化はありません。

特別区
ケース1 平成39～40年度に収支不足が発生するが、平成41年度以降、収支不足は解消
ケース2 平成34年度以降、収支不足は発生しない

総合区
ケース1 平成40年度に収支不足が発生するが、平成41年度以降、収支不足は解消
ケース2 平成33年度以降、収支不足は発生しない

[ケース1]…市税等の収入の増加は見込むものの、地方交付税額が同額減少すると見込み、全体の収入額が同水準で維持すると想定したケース
[ケース2]…市税等収入の増はケース1と同様に見込み、その一定割合が全体の収入額に反映されると想定したケース(現行の国の地方交付税制度どおり)

維新
横山
委員

Q 大規模プロジェクトだけでなく、敬老バスの自己負担廃止など、特別区に引き継がれる事業がきちんと織り込まれていないとの指摘もあったが、今回のシミュレーション更新ではどういった事業が織り込まれたのか。

A 広域の事業では、淀川左岸線(2期・延伸部)、なにわ筋線が最新の事業スキームで織り込まれ、特別区の事業では、敬老バスの年3,000円の自己負担の廃止による影響や、保育所の整備、校舎狭隘化対応なども織り込まれている。

委員見 大規模プロジェクト等が、市の粗い試算を通して織り込まれ、より正確になった。収支傾向に大きな変化はなく、ケース2では収支不足は発生せず、ケース1でも財源活用可能額の範囲内で対応できる。

※7 ひとくちメモ 財政シミュレーション

特別区の財政運営が将来的に成り立つのかなどを協議するための参考資料として、特別区・総合区の両制度について、副首都推進局が推計したものです。この推計は、現時点で把握できる数値をもとに一定の前提条件をおいて行った極めて粗い試算のため、相当の幅をもって見る必要があります。

第5号の訂正とお詫び

【2頁】「◆ひとくちメモ～大規模プロジェクトとは～」欄

誤	淀川左岸線(2期及び延伸部)、なにわ筋線、万博事業などは、地方負担分を府市折半として取り組んでいます。
正	淀川左岸線(延伸部)、なにわ筋線、万博事業などは、地方負担分を府市折半で、淀川左岸線(2期)の地方負担分は大阪市の負担で取り組んでいます。

以上のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

特別区の設置を最終的に決定するのは住民の皆さまです

◆協議会でとりまとめられた協定書が大阪府・大阪市の両議会で審議のうえ、承認されれば、特別区の設置の賛否について、**大阪市民(有権者)を対象に住民投票が実施されることとなります。**

◆住民投票により、**有効投票総数の過半数が賛成となれば、現在の大阪市を廃止し、公選区長と区議会を置く基礎自治体として複数の特別区が設置されます。**



協議会の開催風景(第15回協議会)

以上が、今回紹介させていただいた質疑です。紙面の都合上、今回掲載できていない質疑は、副首都推進局のホームページでご覧いただけます。

(<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000403832.html>)



これまで発行された協議会だよりはどちらで入手できるのですか？



区役所等で配架しているほか、副首都推進局のホームページでもご覧いただけます。

(<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000419073.html>)

協議会の詳細な開催状況は、大阪府・大阪市のホームページからご覧になれます。引き続き、「協議会だより」でもお知らせしていきます。

特別区に関するお問い合わせ窓口 副首都推進局(問い合わせ担当) TEL/06-6208-8989 FAX/06-6202-9355

大都市制度(特別区設置)協議会

検索

大都市制度(特別区設置)協議会だよりは、新聞折込みでお届けします。折込みは朝日・産経・日経・毎日・読売・大阪日日新聞の朝刊です。この6つの新聞を購読されていない大阪市内在住の方で自宅への郵送をご希望の方や点字版をご希望の方は、電話・FAX等で副首都推進局へお申し込みください。(電話番号06-6208-8876 FAX番号06-6202-9355)